

障がい者福祉制度のご案内



三条市LINE公式アカウント

友だち募集中

@sanjo-city

安全情報や
暮らしの情報を配信中!



本書内でも、QRコードで、関係のある情報にアクセスできます。
スマホのQRコード読み取りソフトからご利用ください。

三条市福祉保健部 福祉課 障がい支援係

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号

TEL 0256-34-5408(直)

0256-34-5511(代)

(内線 276・290・708)

FAX 0256-35-2150(直)

栄サービスセンター 総合窓口グループ

〒959-1192 三条市新堀1311番地

TEL 0256-45-1110(内線 136)

下田サービスセンター 総合窓口グループ

〒955-0192 三条市荻堀830番地1

TEL 0256-46-5906(直)

福祉制度一覧表

区分	該当ページ	身体													
		視覚障がい						聴覚および平衡機能障がい							
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6			
手当・年金等	心身障害者扶養共済制度	4	○	○	○					○	○				
	特別児童扶養手当	5	在宅で心身に重度から中度の障がいのある児童（20歳未												
	特別障害者手当	5	在宅で常時特別の介護を要する最重度の障がいのある方												
	障害児福祉手当	5	在宅で常時介護を要する最重度の障がいのある児童												
	障害基礎年金	7	○	△	△					△	△				
	特別障害給付金	7	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生時、任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病によ												
	在宅重度重複障害者介護見舞金	7	在宅で療育手帳A所持者であり、かつ重度の身体障がい												
	重度心身障がい児者等介護手当	7	居宅における日常生活において他の介助を必要とする精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を												
医療	重度心身障がい者医療費助成（県障）	9	○	○	○					○	○				
	自立支援医療（更生医療）	10	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方で、												
	自立支援医療（育成医療）	11	対象医療を受けることが適当と認められる児童												
	自立支援医療（精神通院医療）	12													
	精神障がい者医療費助成	13													
税金・公共料金	所得税・住民税の控除	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車税（種別割・環境性能割） ・軽自動車税の減免〔本人運転〕	15	○	○	○	○				○	○				
	自動車税（種別割・環境性能割） ・軽自動車税の減免〔家族・介護者運転〕	15	○	○	○	○				○	○				
	有料道路通行料金の割引〔本人運転〕	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料金の割引〔介護人運転〕	18	○	○	○	△				○	△				
	バス運賃の割引	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	タクシー運賃の割引	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	旅客鉄道運賃の割引	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
航空運賃の割引	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ ○は該当、△は一部該当です。

○または△の場合でも、年齢、所得制限、程度等により該当しない場合がありますので、

身体												知的		精神			難病患者等	年齢制限等 主な条件	所得要件等
音声言語 そしゃく		肢体不自由						内部障がい				療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳					
3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3			
○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	△		保護者の年齢が 65歳未満	
満)を養育している方																		20歳未満	有
																		20歳以上	有
																		20歳未満	有
△	△	△	△	△	△			△	△	△		○	△	△	△	△		20歳以上	有
② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金加入者の配偶者であって当り、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がい状態に該当する方(65歳までに該当した方)																			有
を重複している方を介護している保護者																			有
状態にある65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは介護している方																			
○		○	○	○				○	○	○		○		○					有
対象医療を受けることが適当と認められる方																		18歳以上	有
																		18歳未満	有
												△	△	△	△	△			有
														△	△	△			有
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
△		○	○	△	△	△	△	○	○	○									
△		○	○	△				○	○	○		○		△					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		○	△	△				○	○	○	△	○							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各バス会社にお問い合わせください。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		各タクシー会社にお問い合わせください。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					各鉄道事業者にお問い合わせください。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・12歳以上 ・各航空会社にお問い合わせください。	

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

区分	該当ページ	身体											
		視覚障がい						聴覚および平衡機能障がい					
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	
税金・公共料金	旅客船運賃の割引	21	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△
	NHK放送受信料の免除（全額）	22	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	NHK放送受信料の免除（半額）	22	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	携帯電話の割引	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活	補装具費（購入費、借受け費、修理費）支給	24	利用できる補装具については、P24をご覧ください。										
	日常生活用具の給付	25	利用できる日常生活用具については、P25をご覧ください。										
	日常生活用具の貸与（福祉電話）	30	△	△					△				
	日常生活用具の貸与（緊急通報装置）	30	△	△					△				
	重度心身障がい者寝具乾燥	30	在宅の重度心身障がい児者（身体障害者手帳1・2級他の介助を必要とする状態にある方										
	福祉タクシー利用料金の助成	31	○	○					○				
	自動車燃料費の助成	32	○	○					○				
	新潟県おもいやり駐車場利用証の交付	33	○	○	○	○			△	△	△	△	
	手話・要約筆記奉仕員の派遣	34							○	○	○		○
	自動車運転免許取得費助成	34	○	○	○	○			○	○	○		
	自動車改造費助成〔本人運転〕	35											
	自動車改造費助成〔介護者運転〕	35											
	難聴児補聴器購入費等助成	36											
	駐車禁止除外指定車標章の交付	37	○	○	○	○			○	○			
	障がい者向け住宅整備の補助	39	△	△					△				
在宅歯科医療連携室	40	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
三条市社会福祉協議会除雪援助事業	40	△	△	△				△	△				
障がい福祉サービス等	41	障がいの状況、利用の意向、生活環境などの聞き取り											

※ ○は該当、△は一部該当です。

○または△の場合でも、年齢、所得制限、程度等により該当しない場合がありますので、

身体												知的		精神			難病患者等	年齢制限等 主な条件	所得要件等	
音声言語 そしゃく		肢体不自由						内部障がい				療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳						
3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3				
△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○		各運航会社にお問い合わせください。		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			有	
		△	△					△	△			△		△				・世帯主 ・受信契約者		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
																	△		有	
																			有	
		△	△					△	△									・75歳未満 ・障がい者のみの 世帯およびこれ に準ずる世帯	有	
		△	△					△	△									に準ずる世帯	有	
または療育手帳A所持者)で、日常生活における基本的動作の大半を																				
		○	○	△				○	○	○		○						自動車税等の減免、自動車燃料費助成を受けていないこと		
		○	○	△				○	○	○		○						自動車税等の減免、福祉タクシー利用券の助成を受けていないこと		
		○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
○	○																			
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○									
		○	○																有	
		○	○															車いす常時利用	有	
																		身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度にある児童	有	
		障がいの区分および組み合わせにより、対象とならない場合があります。										○		○						
		△	△					△	△			△							有	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	介護が必要で 通院困難な方	
△		△	△	△				△	△	△		△		△	△			・障がい者のみ世帯 ・75歳以上者のみ 世帯等	有	
調査を行います。																				有

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

目 次



QRコードで関係のある情報にアクセスできます。
スマホのアプリからコードを読み込んでください。

福祉制度一覧表

1	障がい者手帳について	1
(1)	身体障害者手帳	1
(2)	療育手帳	2
(3)	精神障害者保健福祉手帳	3
2	手当と年金	4
(1)	心身障害者扶養共済制度	4
(2)	手当・年金	5
3	医療	9
(1)	重度心身障がい者医療費助成（県障）	9
(2)	自立支援医療（更生医療）の給付	10
(3)	自立支援医療（育成医療）の給付	11
(4)	自立支援医療（精神通院医療）の給付	12
(5)	精神障がい者医療費助成	13
4	税金等の控除・減免・公共料金の割引	14
(1)	所得税・住民税の控除	14
(2)	住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の特例措置	14
(3)	自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税の減免	15
(4)	有料道路通行料金の割引	18
(5)	バス運賃の割引	19
(6)	タクシー運賃の割引	19
(7)	旅客鉄道運賃の割引	20
(8)	航空運賃の割引	20
(9)	旅客船運賃の割引	21
(10)	N H K放送受信料の免除	22
(11)	携帯電話の割引	22
(12)	104番の無料番号案内	23
(13)	県立施設等入館料等の減免	23

5	くらし	24
(1)	補装具費（購入費、借受け費、修理費）支給	24
(2)	日常生活用具の給付および貸与	25
(3)	重度心身障がい児者寝具乾燥	30
(4)	福祉タクシー利用料金の助成	31
(5)	自動車燃料費の助成	32
(6)	新潟県おもいやり駐車場利用証の交付	33
(7)	車いすの貸出し	33
(8)	手話奉仕員または要約筆記奉仕員の派遣	34
(9)	手話通訳者の設置	34
(10)	自動車運転免許取得費助成	34
(11)	身体障がい者用自動車改造費助成	35
(12)	難聴児補聴器購入費等助成	36
(13)	駐車禁止除外指定車標章の交付	37
(14)	身体障害者標識、聴覚障害者標識の交付	38
(15)	住宅改修費（日常生活用具）の給付	38
(16)	障がい者向け住宅整備の補助	39
(17)	声の広報さんじょう	39
(18)	在宅歯科医療連携室	40
(19)	三条市社会福祉協議会除雪援助事業	40
6	障がい福祉サービス等	41
7	障がい者福祉制度と介護保険制度	45
8	市内の障がい福祉サービス事業所等	46
(1)	訪問系サービス	46
(2)	日中活動系サービス（短期入所・日中一時支援・地域活動支援センター）	47
(3)	居住系サービス	49
(4)	障がい児通所支援	50
(5)	相談系サービス	51
○	障がい支援施設案内図	51

9 相談機関等	53
(1) 相談事業実施機関	53
(2) 県関係相談機関	54
(3) 教育関係相談機関	54
○ 新潟県中央福祉相談センター案内図	
○ 身体障害者障害程度等級表	

1 障がい者手帳について



(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、同法の適用者である証となり、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受ける際に必要な手帳です。

◆ 交付を受けられる人および障害程度

「身体障害者障害程度等級表」（巻末参照）の1級から6級に該当するものと都道府県知事が認めた人

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 指定医師による診断書（指定医師については、福祉課にお問い合わせください。）
 - ・ 申請書
 - ・ 顔写真1枚（縦4cm×横3cm 正面、脱帽、上半身、白黒可、1年以内に撮影したもの）
原則、デジタルカメラは不可（デジタルカメラで撮影した場合、写真店で現像すること。）
 - ・ 「マイナンバーカード」または
「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」
- ※ 申請から交付まで1か月半程度かかります。

◆ 再交付等のときに、必要なもの

申請内容	指定医師の診断書	顔写真	手帳	マイナンバー
手帳をなくしたとき		○		○
手帳が破れたとき、汚れたとき		○	○	○
障害程度が変わったとき	○	○	○	○
違う障がい加わったとき	○	○	○	○
再判定のとき	○	○	○	○
住所、氏名が変わったとき			○	○
障がい者本人が亡くなったとき			○	○

(2) 療育手帳

療育手帳は、知的障がい児・者が、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。

◆ 交付を受けられる人および障害程度

児童相談所または知的障害者更生相談所において、次表に該当すると判定された人

障害程度	内容
A (重度)	1 知能指数がおおむね35以下で日常生活において常時介助または監護を必要とする人 2 肢体不自由、盲、ろうあ等の障がい※を有し、知能指数がおおむね50以下であって日常生活において常時介助または監護を必要とする人
B (その他)	重度に該当しない人

※ 身体障がいの程度は、身体障害者手帳1級、2級または3級に該当するもの

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 顔写真1枚（縦4cm×横3cm 正面、脱帽、上半身、白黒可、1年以内に撮影したもの）
原則、デジタルカメラは不可（デジタルカメラで撮影した場合、写真店で現像すること。）
- ・ 「マイナンバーカード」または
「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」

※ 申請書提出後、別に指定される日に児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

◆ 再交付等のときに、必要なもの

申請内容	顔写真	手帳	マイナンバー
手帳をなくしたとき	○		○
手帳が破れたとき、汚れたとき	○	○	○
住所、氏名が変わったとき		○	○
障がい者本人が亡くなったとき		○	○

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、障害者総合支援法等による各種の福祉サービス等を受けることができます。

◆ 交付を受けられる人および障害程度

精神疾患を有する人（精神保健福祉法第5条の定義による精神障がい者）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人（初診から6か月以上経っている人）。知的障がいは含まれない。

障害等級	内容
1級	精神障がいであって日常生活が他人の援助を受けなければならない程度のもの
2級	精神障がいであって必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度のもの
3級	精神障がいであって日常生活を送ることができるが変化が生じた場合の対処が困難な程度のもの

◆ 有効期間

2年間（有効期限の3か月前から更新手続きができます。）

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

精神障がいを支給事由とする障害年金・特別障害給付金を受給している人	精神障がいを支給事由とする障害年金・特別障害給付金を受給していない人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳申請書 ・ 年金証書、年金振込通知書(はがき)、年金支払通知書または特別障害給付金受給資格者証等(直近のもの)いずれか一点の写し ・ 同意書 ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類」 ・ 本人の写真(任意) 縦4cm×横3cm、正面、脱帽、上半身、白黒可、1年以内に撮影したもの。原則、デジタルカメラは不可(デジタルカメラで撮影した場合、写真店で現像すること。) ・ お持ちの「精神障害者保健福祉手帳」(更新申請の人のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳申請書 ・ 診断書(申請に必要な専用のもの) ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類」 ・ 本人の写真(任意) 縦4cm×横3cm、正面、脱帽、上半身、白黒可、1年以内に撮影したもの。原則、デジタルカメラは不可(デジタルカメラで撮影した場合、写真店で現像すること。) ・ お持ちの「精神障害者保健福祉手帳」(更新申請の人のみ)
<p>※精神障害者保健福祉手帳を郵送で受け取りたい人は、書留郵送料として「434円分の切手」をご用意ください。</p>	

※ 申請から交付まで1か月半程度かかります。

※ 有効期間中に、手帳の記載内容(氏名・住所等)に変更があった場合、変更手続きが必要です。

2 手当と年金

(1) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい児・者を扶養している保護者が、一定期間、掛金を納付することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態になったときに、残された心身障がい児・者に終身一定額の年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。

窓 口	三条庁舎福祉課・各サービスセンター総合窓口グループ																										
加入できる人	心身障がい児・者の保護者で、次の条件を全て満たしている人 ①県内に住所があり、年齢が65歳未満であること。（年齢は4月1日現在） ②特別な疾病や障がいが無いこと。																										
対象となる心身障がい児・者	①知的障がいのある人 ②巻末の「身体障害者障害程度等級表」1・2・3級に該当する障害のある人 ③精神または身体に永続的な障がいのある人で、①または②と同程度の障がいと認められる人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）																										
掛 金 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>4月1日現在の年齢</th> <th colspan="2">1口の掛金（1口加入または2口加入）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34歳まで</td> <td>月額</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35歳～39歳</td> <td>月額</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40歳～44歳</td> <td>月額</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45歳～49歳</td> <td>月額</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50歳～54歳</td> <td>月額</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55歳～59歳</td> <td>月額</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>月額</td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 掛金月額は、制度改正に伴って改定されることがあります。</p>			4月1日現在の年齢	1口の掛金（1口加入または2口加入）		34歳まで	月額	9,300円	35歳～39歳	月額	11,400円	40歳～44歳	月額	14,300円	45歳～49歳	月額	17,300円	50歳～54歳	月額	18,800円	55歳～59歳	月額	20,700円	60歳以上	月額	23,300円
4月1日現在の年齢	1口の掛金（1口加入または2口加入）																										
34歳まで	月額	9,300円																									
35歳～39歳	月額	11,400円																									
40歳～44歳	月額	14,300円																									
45歳～49歳	月額	17,300円																									
50歳～54歳	月額	18,800円																									
55歳～59歳	月額	20,700円																									
60歳以上	月額	23,300円																									
掛金の減免	<p>1口目の掛金が減免されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税世帯</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	減免率	生活保護世帯	100%	市民税非課税世帯	50%	市民税所得割非課税世帯	30%																
区分	減免率																										
生活保護世帯	100%																										
市民税非課税世帯	50%																										
市民税所得割非課税世帯	30%																										
掛金の助成	1口目の掛金に限り、市が半額を助成します。																										
掛金の免除	加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。																										
年金の支給	加入者が死亡、または重度障がいの状態になったとき。 月20,000円（2口加入者 月40,000円）																										
弔慰金の支給（心身障がい者の死亡時）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>H20.3.31以前に加入した人</th> <th>H20.4.1以降に加入した人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>5年以上20年未満</td> <td>75,000円</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>150,000円</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2口加入者は、2口目の加入期間によって上記の額が加算されます。</p>			加入期間	H20.3.31以前に加入した人	H20.4.1以降に加入した人	1年以上5年未満	30,000円	50,000円	5年以上20年未満	75,000円	125,000円	20年以上	150,000円	250,000円												
加入期間	H20.3.31以前に加入した人	H20.4.1以降に加入した人																									
1年以上5年未満	30,000円	50,000円																									
5年以上20年未満	75,000円	125,000円																									
20年以上	150,000円	250,000円																									
脱退一時金の支給	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>H20.3.31以前に加入した人</th> <th>H20.4.1以降に加入した人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>45,000円</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>75,000円</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>150,000円</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2口加入者は、2口目の加入期間によって上記の額が加算されます。</p>			加入期間	H20.3.31以前に加入した人	H20.4.1以降に加入した人	5年以上10年未満	45,000円	75,000円	10年以上20年未満	75,000円	125,000円	20年以上	150,000円	250,000円												
加入期間	H20.3.31以前に加入した人	H20.4.1以降に加入した人																									
5年以上10年未満	45,000円	75,000円																									
10年以上20年未満	75,000円	125,000円																									
20年以上	150,000円	250,000円																									

(2) 手当・年金



区分	該当する可能性のある方	支給額	支給月
特別児童扶養手当	<p>心身に重度または中度の障がい（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を監護している保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1級障害 （身障手帳1・2級の一部 療育手帳「A」） ○2級障害 （身障手帳3・4級の一部 療育手帳「B」の一部） ○上記と同程度以上の状態にある人 	<p>1級 月額 53,700円 2級 月額 35,760円</p>	<p>4月・8月・11月</p>
児童扶養手当	<p>①・②に該当する父もしくは母、又は①に該当する養育者</p> <p>① 父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童*¹を養育する人</p> <p>② 児童を養育する父または母が障害基礎年金を受給し、年金の子の加算額が児童扶養手当額より低い人</p> <p>*¹ 児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人（一定の障がいがある児童は20歳未満）</p>	<p>児童1人の場合 所得により 月額 44,140～10,410円</p> <p>2人目 10,420～5,210円</p> <p>3人目以降 6,250～3,130円 が加算されます。</p>	<p>1月・3月・5月・7月・9月・11月</p>
特別障害者手当	<p>20歳以上の在宅の人で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の1級または2級程度の障がい が2つ以上ある人の一部（日常生活において常時特別の介護を必要とする人） ○上記と同程度以上の状態にある人 	<p>月額 27,980円</p>	<p>2月・5月・8月・11月</p>
障害児福祉手当	<p>20歳未満の人で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳1級と2級の一部の人 ○療育手帳「A」の一部の人 ○重度の精神障がいの人 ○上記と同程度以上の状態にある人 （日常生活において常時介護を必要とする児童） 	<p>月額 15,220円</p>	<p>8月・11月</p>

(注) 詳細は、担当の窓口へお問い合わせください。

(注) 支給額は、改定されることがあります。

窓口	申請に必要なもの	備考
三条庁舎 ・福祉課 各サービスセンター ・総合窓口グループ	※特別児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（一部省略可） ○全部事項証明(戸籍謄本。1か月以内のもの) ○身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方） ○請求者名義の預金通帳 ○「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」	○所得制限があります。 ○対象児童が、施設に入所している場合は受給できません。 ○対象児童が、障がい事由とする年金給付を受けることができる場合は受給できません。
三条庁舎 ・市民総合窓口 各サービスセンター ・総合窓口グループ	※児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（一部省略可） ○全部事項証明(戸籍謄本。1か月以内のもの) ○身体障害者手帳 ○年金手帳または年金証書 ○請求者名義の預金通帳 ○「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」	○所得制限があります。 ○対象児童が、施設に入所している場合は受給できません。 ○申請者の公的年金額および障害基礎年金の子の加算額が児童扶養手当の額と比較して多い場合は、手当を受給できません。
三条庁舎 ・福祉課 各サービスセンター ・総合窓口グループ	※所定の認定請求書、所得状況届 ※所定の診断書 ○身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方） ○請求者名義の預金通帳 ○「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」 ほかに、世帯の状況により戸籍謄本等が必要な場合があります。 請求者が年金を受給している場合は、上記のほかに、受給している年金の種類、記号番号、年額を明らかにすることができる書類が必要です。 障害児福祉手当の場合は上記のほかに ※調査書（聴覚障がい者の場合）	○所得制限があります。 ○施設入所者は受給できません。 ○病院等に3か月を超えて入院している人は受給できません。 ○障害年金等を受給している人は受給できません。 ○所得制限があります。 ○施設入所者は受給できません。 ○聴覚障がい者で運転免許を取得している人は受給できません。

※印の用紙は窓口用意してあります。

区分	該当する可能性のある方	支給額	支給月					
障害基礎年金	20歳以上の人で、65歳までに年金の障害等級に該当する程度の障がいの状態になった人	1級年額 993,750円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方 990,750円) 2級年額 795,000円 (昭和31年4月1日以前に 生まれた方 792,600円) 子の加算(年額) 2人まで 各 228,700円 3人目から 各 76,200円	2月 ・ 4月 ・ 6月 ・ 8月 ・ 10月 ・ 12月					
特別障害給付金	現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいに該当する人で、次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入しなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日のある人 ただし、65歳までに該当となった人に限られます。 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)の加入者の配偶者	1級 月額 53,650円 2級 月額 42,920円	2月 ・ 4月 ・ 6月 ・ 8月 ・ 10月 ・ 12月					
在宅重度重複障害者介護見舞金	次の全てに該当する障がい者を在宅で常時介護している保護者 ○療育手帳「A」の交付を受けている人 ○身体障害者手帳(1級)の交付を受けている人で、次の障がい区分ごとの障がいが2つ以上重複している人	月額 20,000円	7月 ・ 11月 ・ 3月					
	<table border="1"> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>聴覚障がい</td> <td>肢体不自由</td> <td>内部障がい</td> </tr> <tr> <td>1級、2級</td> <td>2級</td> <td>1級、2級</td> <td>1級</td> </tr> </table>			視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	1級、2級
視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい					
1級、2級	2級	1級、2級	1級					
重度心身障がい児者等介護手当	次のいずれかに該当する人を、在宅で介護している介護者 65歳未満の人で ○身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人 ○療育手帳「A」の交付を受けている人 ○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人で、日常生活において他の介助を必要とする状態である人	月額 5,000円	4月 ・ 8月 ・ 12月					

(注) 詳細は、担当の窓口へお問い合わせください。

(注) 支給額は、改定されることがあります。

窓口	申請に必要なもの	備考
三条庁舎 ・市民総合窓口 各サービスセンター ・総合窓口グループ 三条年金事務所	※障害基礎年金裁定請求書 ※所定の診断書及び病歴・就労状況等申立書 ○年金手帳 ○申請者名義の預金通帳 ○所得証明書など（20歳前から障がい者の場合） ○「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」	○20歳前の傷病による障害基礎年金には、受給権者の所得による制限があります。 ○保険料の滞納があると受給できない場合があります。 ※厚生年金加入中に病気やケガにより、障がいの状態になった方の手続き先は、三条年金事務所です。
三条庁舎 ・市民総合窓口 各サービスセンター ・総合窓口グループ	※特別障害給付金請求書 ※所定の診断書及び病歴・就労状況等申立書 ○年金手帳 ○申請者名義の預金通帳 ○住民票等または戸籍抄本 ○所得証明書など ○「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」	○障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。 ○所得制限があります。
新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課	※介護見舞金支給申請書 ※介護見舞金所得状況届 ○療育手帳 ○身体障害者手帳 ○住民票謄本の写し ○所得（課税）証明 ○保護者名義の預金通帳と銀行印	○所得制限があります。 次の場合は受給資格がなくなります。 ①障がい者が施設等に入所したとき。 ②障がい者が県外へ住所を移転したとき。 （新潟市への移転も含まれます。）
三条庁舎 ・福祉課 各サービスセンター ・総合窓口グループ	※重度心身障がい児者等介護手当認定申請書 ※重度心身障がい児者調査票 （手帳の等級等により、一部省略できる場合があります。） ○介護者名義の預金通帳	次の場合は受給資格がなくなります。 ①介護者でなくなったとき。 ②介護者または受給の対象者が市外へ住所を移転したとき。 ③受給の対象者が施設等に入所したとき。 ④受給の対象者が病院等へ3か月以上入院したとき。 ⑤受給の対象者が死亡したとき。

※印の用紙は窓口にて用意してあります。

3 医療



(1) 重度心身障がい者医療費助成（県障）

重度心身障がい者にかかる医療費の一部と訪問看護療養費の一部を助成する制度です。
ただし、所得制限があります。

◆ 対象者

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証、標準負担額減額認定証（交付を受けている人）
- ・「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」

◆ 一部負担金について

受給者には、医療機関等ごとに医療費の一部を負担していただきます。

外来の場合	1回につき	530円（月の初回から4回目まで自己負担）
入院の場合	1日につき	1,200円
訪問看護の場合	1日につき	250円

◆ 入院時食事（生活）療養費標準負担額について

保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている受給者には、入院時の食事療養費を助成します。

◆ 所得制限

受給者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が対象となります。

- ・扶養親族等がない場合の目安

	所得制限限度額（円）
受給者	3,604,000
配偶者、扶養義務者（1人あたり）	6,287,000

※ 所得制限限度額は、扶養親族等の人数等により変わります。

※ 扶養義務者とは、同居している父母、祖父母、子、孫の直系血族と兄弟姉妹です。

◆ その他

医療費の助成は、申請をされた月の翌月1日からとなります。

★ ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度とは、ひとり親家庭等を対象とした医療費の本人負担分を助成する制度です。

父または母に重度の障がいがある場合は、配偶者とその児童が助成対象となる場合があります。詳しくは、子育て支援課（TEL 0256-45-1113）までお問い合わせください。

(2) 自立支援医療（更生医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方で、現在の障がい手術等により軽減するための医療給付です。

◆ 給付の対象となる障がいと主な医療

視覚障がい	角膜移植術、網膜剥離手術など
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
音声・言語・ そしゃく機能障がい	唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者の 歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術、形成術など
心臓機能障がい	ペースメーカー埋込術、人工弁置換術、 心臓移植術(術後の抗免疫療法を含む)など
じん臓機能障がい	人工透析療法、じん臓移植術(術後の抗免疫療法を含む)など
肝臓機能障がい	肝臓移植(術後の抗免疫療法を含む)など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法など

※ 医療の給付は、指定自立支援医療機関で行います。

◆ 有効期間

原則3か月以内

(人工透析療法等治療が長期におよぶ場合は1年)

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（更生）支給認定申請書
- ・ 更生医療意見書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 健康保険証の写し

※ 受療者の加入している医療保険が国民健康保険または後期高齢者医療保険等の場合は加入者全員のもの

※ 受療者の加入している医療保険が健康保険等の場合は、受療者本人と被保険者のもの

- ・ 障害年金等の支払通知書等の写し（市民税非課税世帯で、障害年金等を受給している場合）

※ 申請時期で、必要な年が異なりますので、係までお問い合わせください。

※ 世帯とは、国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合は受療者と同じ医療保険に加入する全員、健康保険・共済組合等の場合は被保険者です。

- ・ 「マイナンバーカード」または
「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」
- ・ 人工透析療法を受ける人は、ほかに特定疾病療養受療証

- ★ 有効期間中に、受給者証に記載してある内容（氏名、住所、健康保険証、医療機関等）に変更があった場合は、変更手続が必要です。発行済みの受給者証等をお持ちください。

(3) 自立支援医療（育成医療）の給付

18歳未満の身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、手術等の治療により現在の障がいを除去・軽減することが期待できるものに対する医療給付です。

◆ 給付の対象となる障がいと主な医療

視覚障がい	白内障、先天性緑内障など
聴覚・平衡機能障がい	人工内耳埋込術、先天性耳奇形に対する形成術など
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	先天性股関節脱臼、脊椎側彎症など
心臓機能障がい	ペースメーカー埋込術、弁口、心室心房中隔に関する手術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、じん臓移植術など
肝臓機能障がい	肝臓移植後の抗免疫療法
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法など
その他の先天性内臓機能障がい	先天性食道閉鎖症、尿道下裂、漏斗胸など

◆ 有効期間

原則3か月以内。人工透析療法等治療が長期におよぶ場合は1年。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（育成）支給認定申請書
 - ・ 自立支援医療（育成医療）意見書
 - ・ 健康保険証の写し
 - ※ 国民健康保険加入者の場合は世帯全員のもの
 - ※ 健康保険の場合は受診者（対象児童）と被保険者のもの
 - ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」
- ※ 再認定の場合には、発行済みの受給者証をお持ちください。

★ 有効期間中に、受給者証に記載してある内容(氏名、住所、健康保険証、医療機関等)に変更があった場合は、変更手続が必要です。

(4) 自立支援医療（精神通院医療）の給付



精神疾患の通院における医療費の自己負担額を軽減するための制度です。

◆ 対象者

精神疾患（認知症・てんかん等含む）で通院医療を受けている人

※ 病名によっては対象にならない場合があります。

※ 世帯の市民税所得割の合計額が23万5千円以上で「重度かつ継続」の疾病に該当しない人は対象となりません。

※ 世帯とは、国民健康保険等の場合は受療者と同じ医療保険に加入する全員、健康保険・共済組合等の場合は扶養・被扶養の関係にある方です。

◆ 自己負担額

原則医療費全体の1割です。ただし、世帯の所得、疾病等により1か月の自己負担上限額が設けられています。

◆ 有効期間

1年（有効期限の3か月前から再認定の申請ができます。）

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ・ 診断書（精神通院医療）
- ・ 重度かつ継続に関する意見書（該当の場合のみ）
- ・ 健康保険証の写し

※ 受療者の加入している医療保険が国民健康保険または後期高齢者医療保険等の場合は加入者全員のもの

※ 受療者の加入している医療保険が健康保険等の場合は、申請者本人と被保険者のもの

- ・ 同意書（健康保険証の写しを提出する方全員の同意が必要）
- ・ 障害年金等の支払通知書等の写し（市民税非課税世帯で、障害年金等を受給している場合）
※ 申請時期で、必要な年が異なりますので、係までお問い合わせください。

- ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」

- ★ 「精神障害者保健福祉手帳」と同時に申請する場合は「手帳用の診断書」で申請できます。
- ★ 「重度かつ継続」に該当する場合は「重度かつ継続に関する意見書」が必要となります。
- ★ 県が審査した結果、認定されます。申請から認定までおよそ3か月を要します。
- ★ 有効期間中に受給者証に記載してある内容（氏名、住所、健康保険証、医療機関等）に変更があった場合は、変更手続が必要です。発行済みの受給者証等をお持ちください。

(5) 精神障がい者医療費助成



精神の障がいで入院治療されている人の医療費の一部を助成する制度です。

助成を受けるためには、事前の登録申請が必要となります。

※ 病名によっては、対象にならない場合があります。

◆ 助成対象者

三条市内に住所があり、精神の障がいで入院治療をされている人の世帯主（障がいをお持ちの人が世帯主であるときは世帯主に準ずる人）または保護義務者

ただし、障がいをお持ちの人が次に該当する場合は、助成の対象になりません。

- 世帯主または保護義務者の属する世帯全員の前年中の合計所得金額（1月から8月までの間の医療費の助成については、前々年の合計所得金額）が800万円を超える場合
- 生活保護を受けている場合
- 後期高齢者医療制度や市の医療費助成制度（県障・県親・県老等）の適用を受けることができる場合

◆ 対象期間

受給資格の認定月の初日から8月31日まで

◆ 助成内容

保険診療による自己負担額から高額療養費、付加給付額などを控除した額の4割を後から助成します。

※ 診断書が発行された医療機関のみ助成の対象となります。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 医師の診断書（精神障がいで入院治療を受けていることがわかるもの）
- ・ 世帯主（申請者）または保護義務者の通帳
- ・ 治療を受けている方の健康保険証
- ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類」（運転免許証等）」

★ 有効期間中に、医療機関、住所、氏名、健康保険証、受給者（保護者など）、振込先などに変更があった場合は、変更手続が必要です。発行済みの受給者証等をお持ちください。ただし、医療機関の変更の場合は、ほかに**診断書**が必要になります。

4 税金等の控除・減免・公共料金の割引

(1) 所得税・住民税の控除

区分	控除対象者	所得控除額	
		所得税	住民税
障害者控除	身体障害者手帳（3級～6級）、療育手帳「B」、精神障害者保健福祉手帳（2級、3級）の交付を受けている人など	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳（1級、2級）、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人など	40万円	30万円
同居特別障害者控除	特別障害者である控除対象配偶者または、特別障害者である扶養親族が、納税者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	75万円	53万円

◆ 申請窓口

所得税	税務署
住民税	三条庁舎 税務課
	各サービスセンター 総合窓口グループ

(2) 住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の特例措置

障がい者、高齢者が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税の一部が軽減されます。

区分	内容
居住要件	次のいずれかの人が居住（同居）していること ①障がい者 ②65歳以上の人 ③要介護認定または要支援認定を受けている人
住宅要件	次の要件を満たすもの ・新築から10年以上経過したもの（賃貸を除く） ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下
工事要件	次の改修工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの ①廊下の拡幅 ④トイレの改良 ⑦引き戸への取替え ②階段の勾配緩和 ⑤手すりの取付け ⑧床の滑り止め ③浴室の改良 ⑥床の段差解消
減額期間等	改修が完了した翌年分1年間 固定資産税額を1/3減額（100㎡分までを限度）
手続	改修工事完了後3か月以内に工事明細書等を添付して、申告する。 （添付書類については、税務課資産税係へ確認してください。）
注意事項	熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う固定資産税の減額措置を除き、新築住宅の軽減措置や住宅耐震工事による固定資産税の減額措置など、他の固定資産税の減額措置との重複適用はできません。

◆ 申請窓口

三条庁舎	税務課
各サービスセンター	総合窓口グループ



(3) 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税の減免

（減免額の上限あり、障がい者1人に対して1台のみ）

※ 減免を受ける人は、市の「福祉タクシー利用料金助成」または「自動車燃料費助成」を受けることができませんので、ご注意ください。

◆ 減免の申請窓口

申請期間内に各窓口で手続が必要です。

区分	申請窓口	申請期間
自動車税（種別割） 	新潟地域振興局 県税部 三条収税課 三条市興野1丁目13番45号 TEL.0256-36-2212	4月1日から 納期限まで
自動車税（環境性能割） 自動車税（種別割）[証紙]	一般財団法人新潟県自動車標板協会（新潟ナンバー） 新潟市中央区東出来島14番28号 TEL.025-284-7722	登録時
軽自動車税（種別割） 	三条庁舎 税務課 各サービスセンター 総合窓口グループ	4月1日から 納期限まで

（注）自動車税（環境性能割）は、自動車（軽自動車や中古車も含みます。）を取得したときにかかる税金です。

◆ 減免の対象となる障がい

区分	身体障がい者本人が 運転する場合	身体障がい者等の家族または介護者が 運転する場合	
身体障 害者 手帳	視覚障がい	1級～4級	1級～4級
	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級
	平衡機能障がい	3級	3級
	音声機能、言語機能または そしゃく機能障がい	3級 （喉頭摘出に限る。）	3級 （喉頭摘出に限る。）
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級
	下肢不自由	1級～6級（注）	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障がい	上肢機能 1級、2級	上肢機能 1級、2級
		移動機能 1級～6級	移動機能 1級～3級
	心臓機能障がい	1級、3級	1級、3級
	じん臓機能障がい	1級、3級	1級、3級
	呼吸器機能障がい	1級、3級	1級、3級
	ぼうこうまたは直腸 の機能障がい	1級、3級	1級、3級
	小腸機能障がい	1級、3級	1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	
療育手帳	対象外	「A」	
精神障害者保健福祉手帳	対象外	1級かつ精神通院に係る公的医療費助成（県障を含む。）の受給者証の交付を受けている人（受給者証の交付を受けていない場合は、医師の通院証明書を添付）	

（注）「下肢不自由7級」が2つ以上ある場合は「下肢不自由6級」とします。

◆ 減免の種類・条件等について

4月1日現在または新規登録時に下記の条件を満たしていることが必要です。

なお、営業用（緑色・黒色）ナンバーの自動車やリース車は減免を受けることができません。

区分	本人運転	家族運転（生計を同じくする人が運転）
制度の概要	身体障がい者本人が所有する自動車で、自ら運転するもの（所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人である場合も含みます。）	身体障がい者等が所有する自動車で、身体障がい者等の利用に供するため、同一生計者が運転するもの（所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者等本人である場合も含みます。）
利用目的	制限はありません。	身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために4月1日または新規登録日以降6か月以上継続して週1日以上または月4日以上使用すると認められるもの
減免の対象となる障がい	前ページの「減免の対象となる障がい」をご覧ください。	前ページの「減免の対象となる障がい」をご覧ください。
車検証上の名義に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> ①所有者・使用者とも身体障がい者本人 ②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人 ③所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人 	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者等が18歳以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①所有者・使用者とも身体障がい者等本人 ②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者等本人 ③所有者が身体障がい者等本人で使用者が同一生計者 ④所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者等本人 ●身体障がい者が18歳未満、知的障がい者または精神障がい者の場合…上記の①～④または次の⑤、⑥のいずれかであること。 <ul style="list-style-type: none"> ⑤所有者・使用者とも同一生計者 ⑥所有者がディーラー等で使用者が同一生計者
納税義務者	納税義務者が身体障がい者本人であること。	納税義務者が身体障がい者等本人であること。（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の場合、障がい者本人または同一生計者が納税義務者であること。）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳 ・運転免許証 ・自動車検査証（自動車税（環境性能割）を除く。） ・同一生計証明書（上記③の場合のみ必要になります。） ・納税義務者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの ・代理人が申請の場合、代理人の身元確認ができるもの（運転免許証等）代理権が確認できるもの ・既に減免を受けている自動車をお持ちの場合は、ほかに抹消登録の登録識別情報等通知書または賦課申出書（複数車両を所有し、減免車両を選択する場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳（交付を受けているもの全て） ・運転する方の運転免許証 ・自動車検査証（自動車税（環境性能割）を除く。） ・同一生計証明書 ・通学、通院等の証明書（利用日数および期間が明確に記載されている学校長・医師等の証明） ・精神通院に係る公的医療費助成の受給者証（精神障がい者の場合） ・納税義務者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの ・代理人が申請の場合、納税義務者と代理人の身元確認ができるもの（運転免許証等） ・既に減免を受けている自動車をお持ちの場合は、ほかに抹消登録の登録識別情報等通知書または賦課申出書（複数車両を所有し、減免車両を選択する場合）
<p>※ 同一生計証明書が必要な場合はP17の「◆ 同一生計証明書等の発行について」をご覧ください。 ※ 「個人番号（マイナンバー）が分かるもの」については、一般財団法人新潟県自動車標板協会 で申請する場合（登録時申請）は不要です。</p>		

★ 介護者運転の場合

単身または身体障がい者等のみで構成される世帯で生活する身体障がい者等が所有する自動車で、常時介護する人が運転する場合、通院、通学等の目的で4月1日または新規登録日以降1年以上継続して週3日以上使用することが必要です。(他にも必要な書類があります。)

◆ 同一生計証明書等の発行について

減免手続をする際に必要な同一生計証明書、常時介護証明書を発行します。
(精神障がい者は、三条地域振興局健康福祉環境部で発行します。)

● 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

● 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・運転する人の運転免許証
- ・自動車検査証(環境性能割の場合を除く。)
- ・通学、通院等の証明書(利用日数が明確に記載されている新年度の証明日のもの)
※ 本人運転の場合は、不要です。
- ・常時介護証明書の場合は、ほかに、自動車運行計画書、誓約書

※ 同一生計証明書は、以下の人が減免を受けようとする場合に必要になります。

- ・本人運転で、所有者が同一生計者で使用者が障がい者本人のとき。
- ・家族運転については、P16「減免の種類・条件等について」の「家族運転」をご覧ください。

★ 自動車税(種別割・環境性能割)における身体障がい者等減免の制度改正について

<令和3年4月1日から>

- 精神障害者の家族が運転する場合に、これまでの自立支援医療(精神)受給者証に加え、重度心身障害者医療費助成に係る受給者証(県障)も対象になりました。
- 障害者等の家族が運転する場合で、対象となる通所施設に、介護保険法に基づく施設として新たに「介護医療院」が追加されました。

詳しくは、新潟地域振興局県税部三条収税課(Tel 0256-36-2212)へお問い合わせください。

(4) 有料道路通行料金の割引



◆ 対象者および対象となる自動車の範囲

区分	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人以外が運転し、障がい者本人が同乗する場合
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている全ての人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳第Ⅰ種の交付を受けている人 ・療育手帳「A」の交付を受けている人
対象となる自動車	本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族等が所有する自家用の乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車（車いす移動車等）および二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）	所有者が <ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族等 ・上記の人が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している人 のいずれかである自家用の乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車（車いす移動車等）および二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）
	登録できる自動車は障がい者1人につき1台です。営業用自動車は除きます。	
割引率	通常料金の約50%	

◆ 手続の方法

福祉事務所長から、本人運転および介護人運転について身体障害者手帳または療育手帳に自動車登録番号の記載を受け、割引対象者である旨の証明を受けます。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

ETCを利用しない場合	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 自動車検査証または軽自動車届出済証 ③ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）	通常料金の約50%を割引
ETCを利用する場合	上記①～③と ④ ETCカード（障がい者本人名義のもの）（※） ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）	

※ 未成年の重度の障がい者の方で、本人以外の方の運転により本割引の適用を受け、かつ、障がい者本人が運転して本割引の適用を受けない場合に限り、親権者または法廷後見人名義のETCカードも対象となります。

この場合、本人の18歳到達後も引き続きETCでの本割引適用を受けるためには、本人名義のETCカードで再度登録申請手続きが必要となります。

(5) バス運賃の割引

新潟県内の路線バス・高速バス運賃が割引になります。ただし、バス会社によって異なる場合がありますので、詳しくは利用されるバス会社にお問い合わせください。

乗降車の際または定期券購入の際に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

三条市循環バス「ぐるっとさん」の普通乗車券も下表の割引内容となります。

◆ 利用できる人および内容

[○印は割引適用 ×印は割引適用不可]

対象者	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種身体障がい者 (級別関係なし) ・ 第2種身体障がい者 (1級から3級) ・ 第1種知的障がい者 (A判定者) 	普通乗車券	○	○	50%
	定期乗車券	○	○	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2種身体障がい者 (4級から6級) ・ 第2種知的障がい者 (B判定者) 	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者 (級別関係なし) <p>※ 写真貼付の手帳の場合のみ ※ 県外高速バスは割引対象外</p>	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	×	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	×	—

(注1) 身体障害者手帳の第1種および第2種の区分については、巻末の「身体障害者障害程度等級表」をご覧ください。

(注2) 介護人は、バス事業者が必要と認めた場合に割引となります。

(6) タクシー運賃の割引

県内のタクシーに乗車の際、身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより、1割引となります。

精神障害者保健福祉手帳については、一部の事業者で割引を実施しています。

三条地区の、三条タクシー、中越交通は1割引となります。

(7) 旅客鉄道運賃の割引

各駅の乗車券発売窓口には身体障害者手帳または療育手帳を提示して乗車券などを購入します。

◆ 利用できる人および内容

対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人	割引率	
・ 第1種身体障がい者 ・ 第1種知的障がい者 (A種)	普通乗車券	単独で片道 100kmを超えて利用する場合	本人	50%	
		介護人と共に利用する場合 (キロ数の制限はない)	本人、介護人1人		
	定期乗車券	第1種および12歳未満の第2種で介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人		小学生の小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。
			本人、介護人1人		
普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人			
普通急行券					
・ 第2種身体障がい者 ・ 第2種知的障がい者 (B種)	普通乗車券	単独で片道 100kmを超えて利用する場合	本人	50%	
	定期乗車券	12歳未満の障がい児が介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人 小学生の小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。		

(注) 身体障害者手帳の第1種および第2種の区分については、巻末の「身体障害者障害程度等級表」をご覧ください。

(8) 航空運賃の割引

国内各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合に、運賃が割引されます。

各航空会社によって割引額が異なりますので、利用される航空会社にお問い合わせください。

航空券の購入および搭乗手続の際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示して割引を受けます。

◆ 対象者

対象者	利用形態	割引となる人
・ 身体障がい者 ・ 知的障がい者 ・ 精神障がい者 ※ 写真貼付の手帳の場合のみ	単独で利用する場合	本人
	介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人

(注1) 12歳未満の人は割引されません。

(注2) 手帳をお持ちの本人が座席を使用しない幼児(2歳以下)の場合は、介護者は割引されません。

(9) 旅客船運賃の割引

国内運航会社の旅客船を利用する場合に、運賃が割引されます。

各運航会社の航路、客室等級等によって割引額が異なりますので、利用される運航会社にお問い合わせください。

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗船券発売窓口に提示して割引を受けます。

◆ 対象者

対象者	利用形態	割引となる人
・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者（A判定者） ・精神障がい者（1級） ※ 写真貼付の手帳の場合のみ	単独で利用する場合	本人
	介護人と共に利用する場合	本人、介護人1人
・第2種身体障がい者 ・第2種知的障がい者（B判定者） ・精神障がい者（2・3級） ※ 写真貼付の手帳の場合のみ	単独で利用する場合	本人

(注1) 身体障害者手帳の第1種および第2種の区分については、巻末の「身体障害者障害程度等級表」をご覧ください。

(注2) カーフェリー等について、車両および車両の運転者は割引されません。

(10) NHK放送受信料の免除



◆ 全額免除〔障がい者の人を世帯構成員に有する場合〕

区分	適用条件
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
知的障がい者	知的障がい者（療育手帳をお持ちの人等）がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

◆ 半額免除〔障がい者の人が世帯主で契約者の場合〕

区分	適用条件
身体障がい者	・ 視覚障がいまたは聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの人が、世帯主で受信契約者の場合 ・ 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人が、世帯主で受信契約者の場合
知的障がい者	療育手帳「A」をお持ちの人が、世帯主で受信契約者の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人が、世帯主で受信契約者の場合

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 該当する制度の手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- ・ 印鑑

(11) 携帯電話の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、携帯電話をご利用の人は、基本使用料金等の割引を受けることができます。

詳しくは、各社窓口にお問い合わせください。

会社名	携帯電話からのお問合せ先	一般電話からのお問合せ先
NTTドコモ	局番なし 151（無料）	0120-800-000（無料）
au	局番なし 157（無料）	0077-7-1111（無料）
ソフトバンクモバイル	局番なし 157（無料）	0800-919-0157（無料）

(12) 104番の無料番号案内（ふれあい案内）

104番への電話番号問合わせは、電話帳の使用が困難な下記の人について、無料で番号案内を利用できます。NTTへの事前登録が必要です。番号案内はFAXでの問合せもできます。

◆ 無料番号案内該当範囲

- ・視覚障がい1～6級の人
- ・肢体不自由（上肢障がいまたは体幹障がい）1、2級の人
- ・肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級の人
- ・聴覚障がい2級、3級、4級、6級の人
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい3級、4級の人
- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

◆ お申込み・お問合せ先

電話による申込み、問合わせ先：フリーダイヤル 0120-104174

FAXによる申込み、問合わせ先：フリーダイヤル 0120-104134

(13) 県立施設等入館料等の減免

県立自然科学館の入館料（入館料、プラネタリウム観覧料）、歴史博物館の観覧料（常設展・企画展）、近代美術館・万代島美術館の観覧料（常設展・所蔵品展・企画展）、デンカビッグスワンスタジアムおよびデンカスワンフィールド（専用使用の場合を除く。）、県立植物園温室の入館料ならびに県立紫雲寺記念公園屋内運動施設（体育館（専用使用の場合を除く。）およびプール）の利用料が無料になります。

◆ 利用できる人および内容

対象者	減免となる人	入館料等
<ul style="list-style-type: none"> ・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者（A判定者） ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人 ※ 写真貼付の手帳の場合のみ 	本人、 介護人1人	無料
<ul style="list-style-type: none"> ・第2種身体障がい者 ・第2種知的障がい者（B判定者） ・精神障害者保健福祉手帳（2、3級）の交付を受けている人 ※ 写真貼付の手帳の場合のみ 	本人	無料

（注）身体障害者手帳の第1種および第2種の区分については、巻末の「身体障害者障害程度等級表」をご覧ください。

◆ 利用方法

入館料等発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を提示します。

◆ その他

施設により、特別支援学校の教育活動、障害児施設の活動に対しては、入館料が減免される場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。



(1) 補装具費（購入費、借受け費、修理費）支給

身体障がい者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入費、借受け費および修理費の支給を行います。必ず購入・借受け・修理の前に申請をしてください。（事後の申請は対象になりません。）

◆ 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人または一部の難病患者等

※ 介護保険が適用される人（P45参照）は、下記の品目のうち マークのついた品目については、介護保険制度による福祉用具をご利用いただくことになります。

◆ 補装具

障がいの種類	補装具種目
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
重度の上下肢不自由かつ音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、 <input type="checkbox"/> 車いす、 <input type="checkbox"/> 電動車いす、 <input type="checkbox"/> 歩行器、 <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ（T字状、棒状の杖を除く。） ※障がい児のみ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障がい	<input type="checkbox"/> 車いす、 <input type="checkbox"/> 電動車いす
難病患者等	上記の種目のうち、個々の身体状況に応じて必要性が認められるもの（ <input type="checkbox"/> マークの用具は同様に介護保険制度優先）

◆ 利用者負担

利用者負担額は原則として1割負担ですが、世帯の所得（18歳以上の障がい者は、障がい者本人とその配偶者の所得）に応じて負担上限月額があります。

なお、世帯（18歳以上の障がい者は、障がい者本人とその配偶者）の中に市民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は、支給対象外となります。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 指定医師の意見書
 - ※ 一部の補装具種目、5万円未満の修理については不要です。
- ・ 三条市補装具費代理受領登録補装具業者の見積書
- ・ 身体障害者手帳または難病患者等であることが確認できるもの（特定医療費（指定難病）受給者証または医師の診断書等）
- ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」
- ・ その他、負担上限額算定のため、収入額の確認ができる資料が必要な場合があります。

(2) 日常生活用具の給付および貸与

在宅の重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。


必ず購入の前に申請をしてください。（事後の申請は対象になりません。）

※ 修理は対象外です。

ア 日常生活用具（給付）

用具の種目および給付対象者は、次表のとおりです。



※ 介護保険が適用される人（P45参照）は、下記の品目のうち  マークのついた品目については、介護保険制度による福祉用具をご利用いただくこととなります。

【身体障がい者・児・難病患者等】

障がい	者・児・難の別			種目	対象者	耐用年数
	者	児	難			
視覚障がい	○	○		視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の学齢児以上の人	6年
	○	○		視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障がい2級以上の人	6年
	○	○		視覚障害者用ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上の人	6年
	○			視覚障害者用時計	視覚障がい2級以上の18歳以上の人（音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な場合とする。）	10年
	○	○		点字タイプライター	視覚障がい2級以上の就労または就学しているか、もしくは就労が見込まれる人	5年
	○			電磁調理器	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の人	6年
	○	○		視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の学齢児以上の人（視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	5年
	○			視覚障害者体重計	視覚障がい2級以上の18歳以上の人（視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	5年
	○	○		視覚障害者用拡大読書器	視覚に障がいを有する人で本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の人	8年
	○	○		歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の学齢児以上の人	10年
	○	○		視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の学齢児以上の人	6年
	○	○		点字器（標準型A・B） 点字器（携帯用A・B）	視覚に障がいを有する人	7年 5年
○	○		点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の身体障がい者で用具を必要と認められる学齢児以上の人	6年	
聴覚	○			聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい2級の18歳以上の人（聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）	10年

障 が い	者・児・難の別			種目	対象者	耐用 年数
	者	児	難			
聴 覚 障 が い	○	○		聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障がいをもつ人で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	6年
	○	○		人工内耳用電池	聴覚に障がいをもつ人で、人工内耳を装用する人（人工内耳用充電電池の給付を受けていない人に限る。）	—
	○	○		人工内耳用充電器	聴覚に障がいをもつ人で、人工内耳を装用する人（人工内耳用電池の給付を受けていない人に限る。）	1年
	○	○		人工内耳用充電電池	聴覚に障がいをもつ人で、人工内耳を装用する人（人工内耳用電池の給付を受けていない人に限る。）	1年
	○	○		人工内耳用イヤモデル	聴覚に障がいをもつ人で、人工内耳を装用する人	1年
	○	○		人工内耳用マイクロホンカバー	聴覚に障がいをもつ人で、人工内耳を装用する人	1年
	○	○		人工内耳用乾燥剤	聴覚に障がいをもつ人で、人工内耳を装用する人	1年
	○	○		聴覚障害者用通信装置	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいをもつ学齢児以上の人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	5年
	○	○		タブレット端末等	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいをもつ学齢児以上の人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	5年
	○	○		モバイルルータ	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいをもつ学齢児以上の人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	5年
	○	○		タブレット端末等視聴用スタンド	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいをもつ学齢児以上の人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	1年
音 声 ・ 言 語	○	○	人工喉頭（笛式）	音声機能または言語機能に障がいをもつ人	4年	
			人工喉頭（電動式）		5年	
	○	○	埋込型人工喉頭用人工鼻	音声機能または言語機能に障がいをもつ人（常時埋込型人工喉頭を使用している人に限る。）	—	
肢 体 不 自 由	○	○	○	☞ 便器	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上の学齢児以上の人 ・ 難病患者等で常時介護を要する人	8年
	○	○	○	特殊便器	・ 上肢障がい2級以上の人 ・ 難病患者等で上肢機能に障がいのある人	8年
	○	○	○	☞ 特殊マット	・ 下肢または体幹機能障がい1級の18歳以上の人（常時介護を要する人に限る。） ・ 下肢または体幹機能障がい2級以上の3歳以上18歳未満の人 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある人	5年
	○		○	☞ 特殊寝台	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上の18歳以上の人 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある人	8年
		○			訓練いす	下肢または体幹機能障がい2級以上の3歳以上18歳未満の人

障 が い	者・児・難の別			種目	対象者	耐用 年数
	者	児	難			
肢 体 不 自 由		○	○	訓練用ベッド	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上の学齢児以上18歳未満の人 ・ 難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある人	8年
	○	○	○	☒ 特殊尿器	・ 下肢または体幹機能障がい1級の学齢児以上の人（常時介護を要する人に限る。） ・ 難病患者等で自力で排尿できない人	5年
	○	○		入浴担架	下肢または体幹機能障がい2級以上の3歳以上の人（入浴に家族等他人の介助を要する人に限る。）	5年
	○	○	○	☒ 体位変換器	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上の下着交換等に家族等他人の介助を要する学齢児以上の人 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある人	5年
	○	○	○	☒ 入浴補助用具	・ 下肢または体幹機能に障がいを有する人で、入浴に介助を必要とする3歳以上の人 ・ 難病患者等で入浴に介助を要する人	8年
	○	○	○	☒ 移動用リフト	・ 下肢または体幹機能障がい2級以上の3歳以上の人 ・ 難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある人	4年
	○	○	○	☒ 移動・移乗支援用具	・ 平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の人 ・ 難病患者等で下肢が不自由な人	8年
	○	○	○	☒ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) ※P38参照	・ 下肢、体幹機能または乳幼児期以前の非進行性の病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3級以上の人。ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の人 ・ 難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある人	原則1回
	○	○		頭部保護帽（オーダーメイドA・B）	肢体に障がいを有し、医師が必要と認める人	3年
	○	○		頭部保護帽（レディメイドA・B）	肢体に障がいを有する人	3年
	○	○		収尿器(男性用A・B) 収尿器(女性用A・B)	肢体に障がいを有する人	1年
○	○		T字状・棒状のつえA T字状・棒状のつえB	肢体に障がいを有する人	3年	
そ の 他	○	○		情報・通信支援用具	視覚または上肢2級以上の障がいを有する人でパソコンの使用により社会参加が見込まれる人であって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難な人	5年
	○	○		携帯用会話補助装置	・ 音声機能または言語機能に障がいを有する学齢児以上の人 ・ 肢体不自由で発声・発語に著しい障がいを有する学齢児以上の人	5年
	○	○		透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う18歳以上の人または腎臓機能障がい3級以上の3歳以上18歳未満の人	5年

障 が い	者・児・難の別			種目	対象者	耐用 年数
	者	児	難			
そ の 他	○			酸素ボンベ運搬車	呼吸機能に障がい有し、医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の人	10年
	○	○	○	ネブライザー	・呼吸機能障がい3級以上または同程度の障がい有する人で、用具を必要と認められる学齢児以上の人 ・難病患者等で呼吸機能に障がいのある人	5年
	○	○		火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の人	8年
	○	○	○	自動消火器	・障害等級2級以上（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の人 ・難病患者等（火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の人	8年
	○	○		電磁調理器	・呼吸機能障がい3級以上または同程度の障がい有し、在宅酸素療法が必要な人（障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	6年
	○	○	○	電気式たん吸引器	・呼吸機能障がい3級以上または同程度の障がい有する人で、用具を必要と認められる人 ・難病患者等で呼吸機能に障がいのある人	5年
			○	動脈血酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な人	5年
	○	○		動脈血酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) (簡易なもの)	呼吸器機能障害3級以上または同程度の障がい有する人で、在宅酸素療法が必要な人	5年
	○	○		ストーマ装具 (消化器系) ストーマ装具 (尿路系)	ぼうこうもしくは直腸機能に障がい有する人 または小腸機能に障がい有する人	—
	○	○		紙おむつ等	・ぼうこうもしくは直腸機能に障がい有し、身体の状態により、ストーマ装具では対応できない人 または二分脊髄、脳性麻痺等脳原性運動機能に障がい有する人で判定により必要と認められる人 ・障害等級2級以上で用具の使用が必要と認められる人（65歳以上では、65歳未満のときから引き続いて給付を受ける人に限る。） ※ 指定医の意見書が必要	—

(注1) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢下肢または体幹機能の障がいに準じて取り扱うものとします。

(注2) 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計および聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。

(注3) 種目により年齢制限などの条件が伴うものがあります。

【知的障がい者・児】

者・児の別		種目	対象者	耐用年数
者	児			
○		電磁調理器	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいを有すると判定された18歳以上の人	6年
○	○	特殊便器	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいを有すると判定された学齢児以上の人	8年
○	○	特殊マット	児童相談所または知的障害者更生相談所において、重度または最重度の知的障がいを有すると判定された3歳以上の人	5年
○	○	携帯用会話補助装置	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいを有すると判定された人で用具が必要と認められる学齢児以上の人	5年
○	○	頭部保護帽	児童相談所または知的障害者更生相談所において、重度または最重度の知的障がいを有すると判定された人で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	3年
○	○	火災警報器	児童相談所または知的障害者更生相談所において、重度または最重度（火災発生感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の知的障がいを有すると判定された人	8年
○	○	自動消火器		8年
○	○	紙おむつ等	児童相談所または知的障害者更生相談所において、重度または最重度の知的障がいを有すると判定された人で用具の使用が必要と認められる人 ※ 指定医の意見書が必要	-

【精神障がい者・児】

者・児の別		種目	対象者	耐用年数
者	児			
○	○	頭部保護帽	精神障害者保健福祉手帳3級以上を所持する者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	3年

【点字図書の給付対象者および給付限度】

障がい	者・児の別		種類	給付対象	給付限度
	者	児			
視覚障がい	○	○	点字図書	点字により作成された図書で月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者1人につき、1箇年点字図書6タイトルまたは24巻とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。

◆ 利用者負担

利用者負担額は原則として1割負担ですが、世帯の所得（18歳以上の障がい者は、障がい者本人とその配偶者の所得）に応じて負担上限月額があります。

なお、世帯（18歳以上の障がい者は、障がい者本人とその配偶者）の中に市民税所得割額が46万円以上の人がある場合は、支給対象外となります。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・業者の見積書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または難病患者等であることが確認できるもの（特定医療費（指定難病）受給者証または医師の診断書等）
- ・「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」
- ・その他、負担上限額算定のため、収入額の確認ができる資料が必要な場合があります。

イ 日常生活用具（貸与）

外出困難な65歳未満の重度身体障がい者に福祉電話及び緊急通報装置を貸与します。

(ア) 福祉電話

難聴者または外出困難な身体障がい2級以上の人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人で所得税非課税世帯（身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、生活保護法による被保護者世帯を除く。）が対象です。

(イ) 緊急通報装置（首掛け式ペンダント型）

簡単な操作で、障がい者の緊急事態を自動的に受信センター等に通報することのできる装置です。

ひとり暮らしおよびこれに準ずる世帯の重度身体障がい者で所得税非課税世帯が対象です。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」

(3) 重度心身障がい児者寝具乾燥

在宅の重度心身障がい児・者（身体障害者手帳1・2級または療育手帳A）の人で、日常生活における基本動作の大半に他の介護を必要とする人の寝具を、2か月に1回指定業者が訪問して、消毒、殺菌、脱臭などを行います。

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・重度心身障がい児・者調査票（民生委員から記入していただく書類です。）

(4) 福祉タクシー利用料金の助成



身体障がい者や重度知的障がい者の方が、社会活動などに参加するために利用するタクシー料金（三条市デマンド交通を含む。）の一部を助成します。

◆ 対象者

- ・身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人
- ・身体障害者手帳3級の交付を受けている人の一部
（下肢、体幹、脳原性運動【移動】、内部障がい）
- ・療育手帳「A」の交付を受けている人

※ 自動車税等の減免や自動車燃料費の助成を受ける人は対象となりません。

◆ 利用券の種類および助成額

福祉タクシー利用券は2種類あり、車いすの利用等に応じてどちらか一方を選択できます。

区分	福祉タクシー兼デマンド交通利用券	リフト付福祉タクシー利用券 (車いす利用者等に限る。)
	年間16,000円分(100円券160枚)	年間19,200円分(100円券192枚)
助成額 (年間)	・人工透析療法のため、定期的に医療機関へ通院している人 【通院距離】	・人工透析療法のため、定期的に医療機関へ通院している人 【通院距離】
	1.5km未満 32,000円分	1.5km未満 38,400円分
	1.5km以上5km未満 37,000円分	1.5km以上5km未満 45,400円分
	5km以上10km未満 43,000円分	5km以上10km未満 53,400円分
	10km以上15km未満 50,000円分	10km以上15km未満 63,400円分
	15km以上20km未満 57,000円分	15km以上20km未満 73,400円分
	20km以上 64,000円分	20km以上 83,400円分
有効期間	現年4月1日から翌年3月31日まで	

※ 10月以降に対象になった場合は助成額が2分の1になります。

※ 利用券は交付した年度内でのみ使用できます。

◆ 利用できるタクシー会社

区分	会社名	電話	ファックス	リフト
三条地区 ハイヤー協会	(株)エスタクシー	32-5021	32-5553	
	三条タクシー(株)	33-1661	33-1663	○
	中越交通(株)	38-2021	38-3131	
	日の丸観光タクシー(株)	35-5555	32-6910	○
その他	(有)サンケアー	34-5949	33-8991	○

※ リフト付福祉タクシー兼デマンド交通利用券は、リフトの欄に○がある会社で使用できます。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口、福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳

(5) 自動車燃料費の助成



在宅の身体障がい者や重度知的障がい者の人が、社会活動などに参加するための自動車燃料費の一部を助成します。

◆ 対象者

- ・身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人
 - ・身体障害者手帳3級の交付を受けている人の一部
(下肢、体幹、脳原性運動【移動】、内部障がい)
 - ・療育手帳「A」の交付を受けている人
- ※ 上記対象者と生計を一にする人が所有する自動車を、対象者のために使用する場合も申請できます。
- ※ 自動車税等の減免や福祉タクシー利用券の交付を受けている人は対象となりません。

◆ 助成限度額

助成限度額	年間 5,000円
	・人工透析療法のため、定期的に医療機関に通院している人 【通院距離】
	1.5km未満 年間 10,000円
	1.5km以上5km未満 年間 12,000円
	5km以上10km未満 年間 14,000円
	10km以上15km未満 年間 17,000円
	15km以上20km未満 年間 20,000円
20km以上 年間 23,000円	

※ 10月以降に対象になった場合は助成額が2分の1になります。

◆ 申請窓口

三条庁舎	市民総合窓口、福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証
- ・運転する人の運転免許証

◆ その他

- ・申請できる期間は同年度の末日（3月31日）までです。
- ・申請と同時、または支給決定後にガソリン代の請求を行っていただきます。
- ・助成を受けるためには毎年申請が必要です。

(6) 新潟県おもいやり駐車場利用証の交付

「新潟県おもいやり駐車場制度利用証」を提示することにより、新潟県おもいやり駐車場制度に協力するショッピングセンターなどの駐車スペースに駐車できます。



◆ 対象者

区分		交付基準	有効期間	
1	視覚障がい	身体障害者手帳が4級以上の人	5年間	
	平衡機能障がい	身体障害者手帳が5級以上の人	5年間	
	身体障がい者 肢体不自由	上肢	身体障害者手帳が2級以上の人	5年間
		下肢	身体障害者手帳が6級以上の人	5年間
		体幹	身体障害者手帳が5級以上の人	5年間
	脳原性	上肢機能	身体障害者手帳が2級以上の人	5年間
		移動機能	身体障害者手帳が6級以上の人	5年間
その他内部機能障がい		身体障害者手帳が4級以上の人	5年間	
2 知的障がい者		療育手帳所持者	5年間	
3 精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障がいの等級が2級以上の人	5年間	
4 発達障がいのある者		歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関または療育機関等が認めた人	5年間	
5 難病患者		特定疾患医療受給者および特定医療費（指定難病）受給者	5年間	
6 高齢者		介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の人	5年間	
7 妊産婦		母子手帳取得者で妊娠7か月から産後1年半までの人	必要期間	
8 その他けが人または病気等の人		けがおよび病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる人	必要期間	

◆ 申請窓口

三条庁舎	新規・更新	市民総合窓口
	再交付	福祉課
各サービスセンター		総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳等、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、母子手帳、介護保険被保険者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、戦傷病者手帳、医師の診断書など申請理由を証明できる書類

(7) 車いすの貸出し

一時的に車いすが必要な人に、無料で貸出しを行います。窓口で借用願を記入いただきます。

◆ 貸出期間

10日程度までの短期間

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

(8) 手話奉仕員または要約筆記奉仕員の派遣

聴覚、音声機能または言語機能障がいの人に手話奉仕員または要約筆記奉仕員を派遣し、スムーズな社会生活と生活全体の安定を図ります。公的機関での手続や問合せ、医療機関受診、教育・保育に関する内容等での派遣は、費用無料です。

◆ 申請の手続

- ・ 申請書を福祉課へご提出ください。（FAX送信も可。 FAX 0256-35-2150）
- ・ 申請書は、三条庁舎福祉課、各サービスセンターに備えてあります。

(9) 手話通訳者の設置

三条庁舎内の各課窓口での手続や相談などを手話通訳でお手伝いします。

◆ 設置場所

三条庁舎福祉課

◆ 設置日・時間

月・火曜日 午前11時から午後3時
木・金曜日 正午から午後4時

(10) 自動車運転免許取得費助成

身体障がい者に対して、第1種運転免許の普通自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

事前に三条庁舎福祉課または各サービスセンター総合窓口グループまでご相談ください。
(事後の申請は対象になりません。)

◆ 対象者

身体障害者手帳1級から4級までの障がい者であって、免許の取得により社会活動への参加に効果があると認められる人。

◆ 助成額

助成額は免許取得に直接要した費用の3分の2（上限10万円）

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳

(11) 身体障がい者用自動車改造費助成

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合、または自ら運転できない重度身体障がい者もしくは生計を同一にする人が改造された自動車を購入等する場合、その経費の一部を助成します。

事前に三条庁舎福祉課または各サービスセンター総合窓口グループまでご相談ください。
(事後の申請は対象になりません。)



◆ 対象者等

【本人運転】

区分	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上肢、下肢または体幹の機能障がいに係る身体障害者手帳1級もしくは2級の交付を受けていること。 ・ または運転免許証に改造要件が記載されていること。 ・ 改造によって社会参加が見込まれること。 ・ 原則として過去5年間に、この制度から助成を受けていないこと。
対象車両	障がい者自身または障がい者と生計を同一にする人が所有し、障がい者自身が運転する自動車
助成対象経費	自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費
助成額等	上限10万円
所得制限	有り（障がい者本人）

【介護者運転】

区分	内容												
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けていて、自ら自動車を運転できない人であって当該障がいに起因し車いすを常時利用する人がいる世帯であること。 ・ 改造によって社会参加が見込まれること。 ・ 原則として過去5年間に、この制度から助成を受けていないこと。 												
対象車両	障がい者自身または障がい者と生計を同一にする人が所有する自動車												
助成対象経費	自動車の移乗装置の改造に要する経費または移乗装置を備えた自動車の購入に要する経費（同種の標準型車両の購入に要する経費との差額分のみ）												
助成額等	自動車の改造等に要した費用（60万円を超える場合は、60万円）から、障がい者の属する世帯の所得状況により、次の本人負担額を控除した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>本人負担額</td> <td>生活保護世帯</td> <td>：</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得税非課税世帯</td> <td>：</td> <td>改造費の3分の1の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の世帯</td> <td>：</td> <td>改造費の2分の1の額</td> </tr> </table>	本人負担額	生活保護世帯	：	なし		所得税非課税世帯	：	改造費の3分の1の額		その他の世帯	：	改造費の2分の1の額
本人負担額	生活保護世帯	：	なし										
	所得税非課税世帯	：	改造費の3分の1の額										
	その他の世帯	：	改造費の2分の1の額										
所得制限	有り（障がい者本人、配偶者、扶養義務者）												

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車検査証（新しく自動車を購入する場合を除く。）
- ・ 改造にかかる費用の見積書
- ・ 「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」

(12) 難聴児補聴器購入費等助成



補聴器の装用による言語の習得およびコミュニケーション能力の向上を目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度にある児童の保護者に対し、補聴器購入費または修理費の一部を助成します。必ず購入前に申請してください。（事後の申請は対象になりません。）

◆ 対象者

次に掲げる要件を全て満たす難聴児の保護者。ただし、保護者およびその属する世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の人がある場合は、助成の対象になりません。

- ・市内に住所を有する18歳未満の人で聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付対象とならない人
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上または医師が補聴器の装用の必要を認めた人
- ・補聴器の装用により言語の習得等について一定の効果が期待できると医師が認めた人

◆ 助成額

補聴器等の種類に応じた基準額に、保護者の世帯区分に応じた助成率を乗じた額

世帯区分	助成率
生活保護世帯・市民税非課税世帯	10分の10
市民税課税世帯	10分の9

※ 費用が基準額に満たないときは、購入費・修理費に助成率を乗じた額になります。

※ 補聴器の助成は原則1つですが、医師の意見書で両耳の装用が有効と判断できるときは、2つまで申請できます。

◆ 助成の対象となる主な補聴器および1台当たり基準額等

	補聴器等の種類	基準額	基準額に含まれるもの
購入	軽・中等度難聴用ポケット型	43,200円	補聴器本体代(電池を含む。)、イヤモールド代 ※ イヤモールドが必要ない場合は、基準額から9,000円を減じた額を基準額とする。
	軽・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	
	高度難聴用ポケット型	50,600円	
	高度難聴用耳かけ型	52,900円	
	補聴援助システム(受信機)	98,000円	
	補聴援助システム(オーディオチュー)	5,000円	オーディオチュー本体代
修理	上記購入対象の補聴器	別に定められた額	※ 補装具の修理の対象となるものに限る。
	補聴援助システム	必要と認められる額	※ 購入費を超えないものに限る。

◆ 申請に必要なもの

- ・医師の意見書
- ・購入する補聴器の見積書
- ・「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類(運転免許証等)」

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ その他

- ・再購入については、前回の購入費の助成を受けてから5年を経過するまで申請できません。
- ・附属品単体(イヤモールド等)での購入費は助成の対象になりません。

(13) 駐車禁止除外指定車標章の交付

「駐車禁止除外指定車標章」を提示することにより、公安委員会が規制した駐車禁止の場所および時間制限駐車区間に駐車できます。

◆ 対象者



【身体障がい者】

障がい区分	障がいの等級
視覚障がい	1級～4級
聴覚障がい	2級、3級
平衡機能障がい	3級
上肢不自由	1級、2級1項、2級2項
下肢不自由	1級～4級
運動機能障がい（上肢機能）	1級、2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
運動機能障がい（移動機能）	1級～4級
体幹不自由	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう または直腸・小腸機能障がい	1級、3級
免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1級～3級

【知的障がい者・精神障がい者】

区分	障がいの等級
療育手帳	A
精神障害者保健福祉手帳	1級

◆ 申請窓口

三条警察署	交通課
-------	-----

◆ 申請に必要なもの



- ・身体障害者手帳等の写し
- ・住民票の謄本または抄本（3か月以内に交付されたもので、障がい者本人が記載されていて、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

◆ その他

法令により駐車する場所、方法が制限される場合もありますので、詳しくは、三条警察署交通課（Tel0256-33-0110）にお問い合わせください。

標章は後日の交付となります。

(14) 身体障害者標識、聴覚障害者標識の交付

標識	対象者	標識代	その他
 ■身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に、免許証に条件がついている人 (例…義足を付けて運転する、運転は左アクセル改造車両に限る、など)	418円 (2枚1組)	購入窓口 (財)三条市交通安全協会 TEL0256-34-2263
 ■聴覚障害者標識	聴覚障がいであることを理由に、免許証に条件が付いている人 (例…特定後写鏡を使用する、など) ※窓口在庫がない場合がありますので、電話でお問い合わせください。	550円 (2枚1組)	問合せ先 最寄の警察署 新潟県運転免許センター TEL025-256-1212

(15) 住宅改修費(日常生活用具)の給付

在宅の身体障がい者等が家庭内での移動を容易に行えるよう購入する用具およびそれに伴う改修工事費の一部を助成します。

事前に三条庁舎福祉課または各サービスセンター総合窓口グループまでご相談ください。
(事後の申請は対象になりません。)

◆ 対象者等

区分	内容
対象者	下肢、体幹または脳原性運動(移動)機能障がい3級以上の人。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の人 難病患者等で、下肢または体幹機能に障がいのある人
補助対象経費	手すりの取付け/段差の解消/滑り防止などのための床材の変更/引き戸などへの扉の取替え/便器の取替え/これらに伴って必要となる住宅改修
給付限度額	20万円(対象経費が20万円未満の場合は、当該額)

※ 利用者負担があります。詳しくは日常生活用具の給付および貸与(P25)をご覧ください。

※ 介護保険制度が適用される人(P45参照)は、介護保険の住宅改修費をご利用いただくこととなります。

※ 原則1回の給付となります。

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または難病患者等であることが確認できるもの(特定医療費(指定難病)受給者証または医師の診断書等)
- ・見積書/工事図面/住宅の位置図/施行場所(着工前のもの)の写真
- ・「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類(運転免許証等)」

(16) 障がい者向け住宅整備の補助



障がい者が居住する住宅を、その身体状況に適したものに改造等する際に要する経費を補助します。

事前に三条庁舎福祉課または各サービスセンター総合窓口グループまでご相談ください。
(事後の申請は対象になりません。)

◆ 対象者等

区分	内容	
対象者	対象者の属する世帯全員の前年収入額の合計が600万円未満で、次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人 ・療育手帳「A」の交付を受けている人	
補助対象経費	居室または廊下等の改造／トイレの改造／浴室の改造／玄関の改造／段差解消機または階段昇降機の設置／ホームエレベーターの設置	
補助金の額等	補助金額	補助基準額に次の世帯区分に応じた補助率を乗じた額 ・生活保護世帯 100% ・所得税非課税世帯 75% ・その他の世帯 50%
	補助基準額	・50万円（対象経費が50万円未満の場合は、当該額） ・住宅改修費（日常生活用具）の給付対象者は30万円（対象経費が30万円未満の場合は、当該額）

※ おおむね65歳以上で要介護（要支援）の認定を受けている人は、高齢者の住宅整備の補助をご利用いただくこととなります。

※ 過去に補助金の交付を受けた世帯・住宅は除きます。

◆ 申請窓口

三条庁舎	福祉課
各サービスセンター	総合窓口グループ

◆ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・見積書／工事図面／住宅の位置図／施行場所（着工前のもの）の写真
- ・健康状況報告書
- ・工事同意書（別居する親族が住宅を所有する場合）
- ・「マイナンバーカード」または「個人番号通知カード」と「本人確認ができる書類（運転免許証等）」

(17) 声の広報の発行

広報さんじょうの内容を音声で録音したCDをご自宅などへ郵送します。視覚障がいのある方、文字で見て読むより耳で聴きたいという方など、三条市民の方はどなたでも利用できます。デイジー用と一般用のCDがあります。

◆ お問い合わせ先

三条庁舎政策推進課 TEL0256-34-5523

(18) 在宅歯科医療連携室



介護が必要で、歯科医院への通院が困難な高齢者、障がい者の方などを対象とした在宅歯科医療の申込みや、歯や歯肉の痛み、入れ歯がこわれた、合わない等、歯や口のことで困っている人が相談できます。

◆ 対象者等

通院困難で口腔に関して困っている人

相談する人は、本人の家族、介護サービス等事業所職員、介護等施設職員、医療関係者等どなたでも

◆ 費用

相談は無料。その後、歯科治療などが必要となった場合は、費用が発生します。

◆ 申請窓口

三条市歯科医師会 在宅歯科医療連携室

三条市林町1丁目22-10 皆木ビル2F TEL0256-46-0815

受付時間 月～金 9:00～12:00 ※祝日・お盆・年末年始は除きます。

(19) 三条市社会福祉協議会除雪援助事業



屋根の雪下ろし等が困難な世帯に対し、雪下ろし等にかかる費用の一部を助成します。

◆ 助成対象者

次の全てに当てはまり、親族から、労力・経済的な援助を受けられない世帯

○三条市内の自宅に居住している。（冬期間の長期入院・入所等がある場合は対象外）

○世帯構成員全員が市民税非課税またはそれに準ずる。（生活保護世帯は対象外）

○世帯構成が次のいずれかに当てはまる。または、当てはまる人のみで居住している。

・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1・2級の対象者のみ世帯

・上記の手帳対象者と高校生等までの児童・生徒のみ世帯

・75歳以上の人のみ世帯

・75歳以上の人と高校生等までの児童・生徒のみ世帯

・ひとり親世帯（親と高校生等までの児童・生徒のみ世帯）

◆ 申請窓口

三条市社会福祉協議会

三条市東本成寺2番1号 三条市総合福祉センター内 TEL0256-33-8511

◆ 助成額

1回につき18,000円を上限とし、原則2回まで（一部地域は3回まで）

6 障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等とは、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むために利用することができるサービスです。障がい福祉サービス等には、障害者総合支援法に基づく「介護給付」や「訓練等給付」、市が実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「児童通所支援」などがあります。

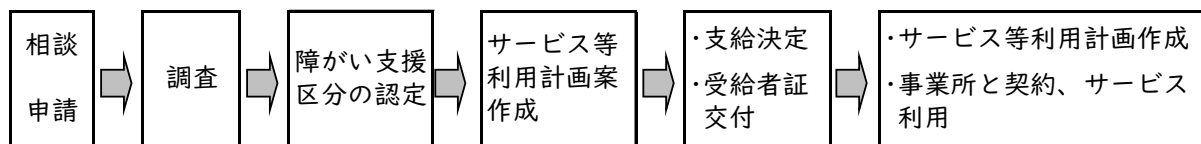
なお、障がい福祉サービス等を利用するには、支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。

◆ 対象者

- ・身体、知的または精神の障がいのある人
- ・難病患者等（対象疾患により障がいのある人）

※ 介護保険制度の対象者（P45参照）は、原則として介護保険サービスの利用が優先となります。

◆ サービス利用までの流れ



※ 訓練等給付、地域相談支援、地域生活支援事業、児童通所支援および児童がサービスを利用する場合は、障がい支援区分の認定は必要ありません。

※ 地域生活支援事業のみ利用する場合は、サービス等利用計画の作成は必要ありません。

※ サービスの利用については、福祉課または相談支援事業所（P51参照）にご相談ください。

(1) 障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス・短期入所

種類	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 日中活動系サービス

種類	サービスの種類	サービスの内容
介護 給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練 等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	日中、一般就労者や障がい福祉サービスを利用している人に、地域移行に向けて、一定期間、居住の場を提供するとともに、家事等の日常生活を営むために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問など必要な支援を行います。

ウ 居住系サービス

種類	サービスの種類	サービスの内容
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに生活に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。

※ 共同生活援助は訓練等給付ですが、入浴、排せつまたは食事等の介護の提供を受けることを希望する場合は、障がい支援区分の認定が必要となります。

(2) 地域相談支援

サービスの種類	サービスの内容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している方が、退所・退院し、地域で生活するための相談や住居の確保などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者が、安定した地域生活が送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対して訪問や支援等を行います。

(3) 計画相談支援

サービスの種類	サービスの内容
サービス利用支援 (計画作成)	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援 (モニタリング)	市町村が認める期間ごとに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(4) 地域生活支援事業

サービスの種類	サービスの内容
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出余暇活動などの社会参加のための支援を行います。ただし、通勤、営業活動などの経済活動にかかる外出や通年かつ長期にわたる外出などは除きます。
日中一時支援	家族の負担軽減を図るため、障がいのある人を日帰りで施設などで一時的に預かり、見守り等の支援を行います。
訪問入浴	在宅の重度身体障がい（身体障害者手帳1・2級）のある人に巡回入浴車を派遣し、入浴の支援を行います。 ※ 介護保険等、他のサービスが適用される人は除く。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の提供を行います。

(5) 障がい児相談支援

サービスの種類	サービスの内容
障がい児支援利用援助（計画作成）	障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画の作成を行います。
継続障がい児支援利用援助（モニタリング）	市町村が認める期間ごとに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(6) 障がい児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的動作および知識技能を習得するための指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を行います。
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

◆ 利用者負担について

世帯の所得に応じて、ひと月に負担する上限額が決められています。ただし、ひと月のサービス費の1割が利用者負担の上限額より低い場合は、サービス費用の1割となります。

① 負担上限月額

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯 居宅で生活する児童（市町村民税所得割額の合計額が28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯 居宅で生活する障がい者（市町村民税所得割額の合計額が16万円未満）および20歳未満の施設入所者	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯で一般1に該当しない人	37,200円

● 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18,19歳を除く。)	障がいのある人とその配偶者
児童(施設に入所する18,19歳を含む。)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 施設やグループホーム等を利用する場合は、負担上限月額の外に食費、光熱水費、家賃等の費用がかかります。(負担軽減措置があります。)

※ 地域相談支援、計画相談支援、障がい児相談支援は無料です。

※ 地域活動支援センターは、各施設で定めた実費のみの負担となります。

② 高額障がい福祉サービス等給付費・高額児童通所給付費

同じ世帯に障がい福祉サービス等の利用者が複数いる場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額が支給されます(償還払い方式)。申請が必要になりますが、対象者には市から案内します。

● 利用者負担が合算できるサービス

障がい福祉サービス、補装具、児童通所・入所支援、介護保険サービス(障がい福祉サービスと併用の方のみ)

● 算定基準額

・市町村民税非課税世帯(低所得、生活保護世帯)に属する方の場合、0円

・市町村民税課税世帯(一般1、2)に属する方の場合、37,200円

※ 児童における算定基準額について、別に設定される場合があります。

③ 高額地域生活支援給付費

同じ世帯に地域生活支援事業等の利用者が複数いる場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額が支給されます(償還払い方式)。申請が必要になりますが、対象者には市から案内します。

● 利用者負担が合算できるサービス

障がい福祉サービス、補装具、児童通所・入所支援、介護保険サービス(障がい福祉サービスと併用の方のみ)、地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴・日常生活用具)

● 算定基準額

高額障がい福祉サービス等給付費・高額児童通所給付費と同じ。

④ 新高額障がい福祉サービス等給付費(高齢障がい者の利用者負担軽減制度)

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス等を利用していた方で、一定の要件を満たす場合に、介護保険移行後に利用した相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担額が支給されます(償還払い方式)。申請が必要になりますが、対象者へは市から案内します。

● 対象となるサービス

特定の障がい福祉サービス^{※1} : 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

類似する介護保険サービス^{※1、2} : 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護

※1 基準該当サービスを含む。

※2 介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれない。

● 算定額

同一の月に受けた障がい福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担額

7 障がい者福祉制度と介護保険制度



介護保険が適用される障がい者の人が、障がい者福祉制度と介護保険制度とで共通するサービスを利用される場合は、介護保険サービスをご利用いただくことになります。

(1) 障がい者福祉制度と介護保険制度とで共通するサービス

- ア 補装具の一部 P24参照
- イ 日常生活用具の一部 P25参照
- ウ 訪問入浴サービス P43参照
- エ 住宅改修費の支給 P38参照
- オ 障がい福祉サービス
 - (ア) ホームヘルプサービス（居宅介護） P41参照
 - (イ) ショートステイ（短期入所） P41参照

(2) 介護保険が適用される人（介護保険サービスを利用できる人）

- ア 65歳以上で要介護（要支援）の認定を受けている人
- イ 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、特定疾病（注）によって介護が必要となり、要介護（要支援）の認定を受けている人

※ 介護保険制度が適用されない人については、従来どおり障がい者福祉制度をご利用いただくことになります。

◆ 要介護（要支援）の認定申請窓口

三条庁舎	高齢介護課
各サービスセンター	総合窓口グループ

※ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設に依頼して代わりに申請してもらうこともできます。

（注）特定疾病（40歳から65歳未満の方で老化が原因とされる16の特定疾病）

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）	⑨脊柱管狭窄症
②関節リウマチ	⑩早老症
③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
④後縦靭帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）	⑮慢性閉塞性肺疾患
⑧脊髄小脳変性症	⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

8 市内の障がい福祉サービス事業所等



(1) 訪問系サービス

◆ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援

事業所名	実施事業					電話番号 (FAX番号)	郵便番号・所在地	運営主体
	居宅 介護	重度 訪問 介護	同 行 援 護	行 動 援 護	移 動 支 援			
ヘルパー ステーション さんじょう社協	○	○	○	○	○	33-9520 (32-8392)	〒955-0823 三条市東本成寺2番1号 三条市総合福祉センター内	(福)三条市社 会福祉協議会
特定非営利活動法人 地域たすけあい ネットワーク	○		○	○	○	34-2448 (34-2950)	〒955-0071 三条市本町6丁目3番76号	(NPO)地域 たすけあい ネットワーク
SOMPOケア三条	○	○	○		○	36-7102 (34-6835)	〒955-0803 三条市月岡3丁目1番20号 皆川ビル1F	SOMPOケ ア(株)
ニチイケアセンター いしがみ	○	○			○	36-6701 (36-6703)	〒955-0084 三条市石上2丁目1番25号	(株)ニチイ学 館
訪問介護 ステーション みるら	○	○			○	32-8127 (32-8103)	〒955-0057 三条市新光町29番54号	(株)みるら
ヘルパー ステーション さかえの里	○	○				45-0500 (45-0501)	〒959-1155 三条市福島新田丁 1481番地1	(福)さかえ福 社会
ツクイ三条	○	○				36-7775 (36-7776)	〒955-0047 三条市東三条1丁目11番 11号	(株)ツクイ
ホームヘルパー ステーション うらだての里	○	○			○	36-7277 (46-0511)	〒955-0044 三条市田島2丁目22番16-3 号	(福)県央福祉 会
ヘルパー ステーション さわやか苑三条東	○	○				39-0700 (39-0701)	〒955-0053 三条市北入蔵2丁目7番 14号	(株)クレア メディコ
エミテラス	○	○				33-7777 (33-7707)	〒955-0082 三条市西裏館2丁目7番 13号	(株)エミテラ ス
あさひ居宅介護セン ター	○				○	47-4202 (47-4203)	〒955-0082 三条市西裏館3丁目6番 54号	(福)あさひ共 生福祉会

(2) 日中活動系サービス

◆ 短期入所・日中一時支援・地域活動支援センター

事業所名	実施事業								
	生活介護	自立訓練 (生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	短期入所	日中一時支援	地域活動支援センター
いからしの里	○						○	○	
いからし工房	○	○				○		○	
杉の子工房				○		○		○	
地域活動支援センター長久									○
障がい福祉サービス事業すてっぷ	○					○		○	
障がい福祉サービス事業すてっぷ (らいふ)	○							○	
障がい福祉サービス事業ほーぷ (すてっぷ従たる事業所)	○								
短期入所事業あとむ							○		
障がい福祉サービス事業さくら				○		○		○	
ピュアハウス	○					○		○	
地域活動支援センターさんじょう社協									○
ともしび工房		○				○			
きずな工房				○		○			
青空地域生活支援センター									○
心和園	○						○		
桃梨園		○	○				○		
ケアステーション県央	○								
あさひナーシングセンター	○								
地域活動支援センター BYSN									○
SUNNY B						○			
ベリーベリー工房									○

電話番号 (FAX番号)	郵便番号・所在地	地図No.	運営主体
34-4131 (34-4140)	〒955-0803 三条市月岡2672番地3	①	(福)県央福祉会
31-2230 (31-2391)	〒955-0803 三条市月岡2672番地3	①	
35-6691 (35-6712)	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目28番31号	③	
35-6692 (35-6733)	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目28番8号	③	
47-1221 (46-0781)	〒955-0024 三条市柳沢393番地 グッデイいきいきサポートセンター内	⑥	(福)三条市手をつなぐ 育成会
47-1221 (46-0781)	〒955-0024 三条市柳沢393番地 グッデイいきいきサポートセンター内	⑥	
34-3464 (64-7222)	〒950-0845 三条市西本成寺1丁目28番8号	③	
47-1221 (46-0781)	〒955-0024 三条市柳沢393番地 グッデイいきいきサポートセンター内	⑥	
47-4081 (47-4091)	〒955-0024 三条市柳沢461番地	⑥	
46-5671 (46-5672)	〒955-0107 三条市飯田2561番地1	⑥	(福)ひめさゆり福祉会
47-4511 (33-3004)	〒955-0823 三条市東本成寺2番1号 三条市総合福祉センター内	①	(福)三条市社会福祉協議会
47-1264 (47-1256)	〒955-0024 三条市柳沢393番地 グッデイいきいきサポートセンター内	⑥	(福)青空福祉会
46-0365 (46-0367)	〒955-0024 三条市柳沢461番地	⑥	
47-1265 (47-1256)	〒955-0024 三条市柳沢393番地 グッデイいきいきサポートセンター内	⑥	
45-0500 (45-0501)	〒959-1155 三条市福島新田丁1481番地1	②	(福)さかえ福祉会
34-1574 (46-8131)	〒955-0094 三条市大島5147番地	⑤	(医)恵愛会
47-0530 (47-0530)	〒955-0093 三条市下須頃1023番地2	⑤	(福)長岡福祉協会
47-4207 (47-4203)	〒955-0082 三条市西裏館3丁目6番54号	⑧	(福)あさひ共生福祉会
050-5527-9361 (46-8118)	〒955-0092 三条市須頃2丁目26	⑦	(株)スタートライン
0256-47-4548 (47-4549)	〒955-0084 三条市石上2丁目16番46号	⑨	(同)MARUYAMA
070-8922-6726	〒955-0803 三条市月岡4丁目45番16号	①	(株)ベリーベリー工房

(3) 居住系サービス

◆ 障がい者支援施設（生活介護・施設入所支援）

事業所名	実施事業		電話番号 (FAX番号)	郵便番号・所在地	地図No.	運営主体
	生活 介護	施設 支入 援所				
いからしの里	○	○	34-4131 (34-4140)	〒955-0803 三条市月岡2672番地3	①	(福)県央福祉会
心和園	○	○	45-0500 (45-0501)	〒959-1155 三条市福島新田丁1481番地1	②	(福)さかえ福祉会

◆ 共同生活援助

事業所名 (問合せ先)	電話番号 (FAX番号)	住居名	郵便番号・所在地	地図No.	運営主体
長久の家 (地域生活支援 課)	35-6692 (35-6733)	長久の家ゆうき 長久の家ちから 長久の家いぶき	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目28番 8号	③	(福)県央福祉 会
		こすもす	〒955-0844 三条市桜木町1番9号	③	
		星・空	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目30番11号	③	
		ただいま	〒955-0033 三条市西大崎1丁目25番61号	①	
		ききょう	〒955-0864 三条市曲淵2丁目3番28号	①	
		杉の子の家	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目31番 2号	③	
いんくる三条 いずみの家	025-311- 1891 (050-3488- 1805)	いんくる三条 いずみの家	〒959-1143 三条市泉新田25番地1	⑦	(株)いんくる
		いんくる三条 くわきりの家	〒955-0153 三条市桑切287番地1	④	
		いんくる三条 北入蔵の家	〒955-0053 三条市北入蔵2-30-32	⑥	
グループホーム ひまわりホーム	34-1574 (46-8131)	グループホーム ひまわりホーム	〒955-0094 三条市大島5098番地	⑤	(医)恵愛会
		グループホーム ひまわりホーム2	〒955-0094 三条市大島5126番地	⑤	
グループホーム 星の輪三条	0258-94- 5366	グループホーム 星の輪三条	〒955-0057 三条市新光町4番24号	⑧	(株)クリエイ ターズウェル

(4) 障がい児通所支援

◆ 児童発達支援・放課後等デイサービス

事業所名	実施事業			電話番号 (FAX番号)	郵便番号・所在地	地図No.	運営主体
	児童 発達 支援	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	支 援 保 育 所 等 訪 問				
三条市子ども発達ルーム	○		○ ※	45-1122 (45-1130)	〒959-1192 三条市新堀1311番地 三条市役所栄庁舎内	②	三条市
ケアステーション県央	○	○		47-0530 (47-0530)	〒955-0093 三条市下須頃1023番地2	⑤	(福)長岡福祉 協会
放課後くらぶ つばさ		○		55-4370 (55-5137)	〒955-0862 三条市南新保6番52号	③	(NPO)地域のマ ナビバ ミナミ トピア
キッズ倶楽部		○		47-3035 (47-3032)	〒955-0057 三条市新光町12番52号	⑥	(株)あさひコ モンズ
こどもサポート教室 「きらり」三条校	○	○		64-8556 (64-8556)	〒955-0046 三条市興野3丁目21番30号	⑥	(株)クラ・ゼ ミ
済生会三条療育サポート センター ひまわり	○	○		35-1600 (64-8360)	〒955-0833 三条市大野畑6番86-11号	⑦	(福)恩賜財団 済生会支部 新潟県済生会
スパークスタジオ県央	○	○		64-7741 (64-7742)	〒955-0063 三条市神明町2番1-102	⑧	(株)あさひコ モンズ
三条わくわくフレンズ		○		090-1502- 4997 (33-1663)	〒955-0046 三条市興野2丁目6番18号 三条タクシー2階	⑥	(株)三条タク シー
裏館倶楽部		○		47-4207 (47-4203)	〒955-0082 三条市西裏館3丁目6番54号	⑧	(福)あさひ共 生福祉会
まるまる広場 本成寺	○	○		35-0066 (35-0066)	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目 33番20号	⑧	(株)日の丸 観光タクシー

※三条市子ども発達ルーム（児童発達支援）利用予定見のみ利用可能

(5) 相談系サービス

◆ 相談支援事業所



事業所名	実施事業				電話番号 (FAX番号)	郵便番号・所在地	担当 圏域	地図 No.	運営主体
	相談 支援	計画 相談 支援	地域 相談 支援	障 がい 児 支 援					
相談支援センター ハート	○	○	○	○	35-0815 (35-6733)	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目28番8 号 長久の家内	第一中学校 本成寺中学校 校区	③	(福)県央福祉 会
相談支援事業 つなぐ	○	○	○	○	47-1221 (46-0781)	〒955-0024 三条市柳沢393番地グッデイ いきいきサポートセンター内	第二中学校 第三中学校 校区	⑥	(福)三条市手 をつなぐ育成 会
相談支援センター 青空	○	○	○	○	47-1267 (47-1256)	〒955-0024 三条市柳沢393番地グッデイ いきいきサポートセンター内	第四中学校 大崎中学校 大島中学校 校区	⑥	(福)青空福祉 会
相談支援センター 心和園	○	○			46-8222 (45-0501)	〒959-1155 三条市福島新田1481番地1	栄中学校区	②	(福)さかえ福 祉会
相談支援センター さんじょう社協	○	○	○	○	33-9510 (32-8392)	〒955-0823 三条市東本成寺2番1号 三条市総合福祉センター内	下田中学校 区	①	(福)三条市社 会福祉協議会
三条市 子ども発達ルーム				○	45-1122 (45-1130)	〒959-1192 三条市新堀1311番地 三条市役所栄庁舎内	市内全域	②	三条市
あさひ 相談支援センター				○	47-3036 (47-3032)	〒955-0057 三条市新光町12番52号	市内全域	⑧	(株)あさひコ モンズ

◆ 障がい者就業・生活支援センター

事業所名	電話番号 (FAX番号)	郵便番号・所在地	地図 No.	運営主体
障がい者就業・生活支援センター ハート	35-0860 (35-6733)	〒955-0845 三条市西本成寺1丁目28番8 号 長久の家内	③	(福)県央福祉 会【県委託】

障がい支援施設案内図

地図No.①



地図No.②



9 相談機関等

(1) 相談事業実施機関

項目	内容	窓口
生活困窮者自立支援制度	生活に困っている、仕事が見つからないなどの困りごとに関する相談に応じ、安定した生活に向けた支援を行います。 月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前9時～午後5時 相談専用電話 Tel0256-47-4422	三条市社会福祉協議会 〒955-0823 三条市東本成寺2番1号
日常生活自立支援事業	知的障がい者、精神障がい者に対し、福祉サービス利用や日常的金銭管理に関する支援を行います。 月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分	三条市総合福祉センター内 Tel 0256-33-8511
弁護士による法律相談	三条市総合福祉センター 毎月第1・第2・第3金曜日 午後1時～4時 （事前申込みが必要）	三条市社会福祉協議会 〒955-0823 三条市東本成寺2番1号 三条市総合福祉センター内 Tel 0256-33-8511
	三条市役所 毎月第2水曜日、第4日曜日 午後2時～4時 （事前申込みが必要）	市民なんでも相談室 Tel 0256-34-5553
心配ごと相談	三条市総合福祉センター 月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前9時～午後5時 相談専用電話 Tel 0256-34-1700	三条市社会福祉協議会 〒955-0823 三条市東本成寺2番1号 三条市総合福祉センター内 Tel 0256-33-8511
就職相談	障がい者の求人・求職の相談等に応じます。 月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分	ハローワーク三条 〒955-0053 三条市北入蔵1丁目3番10号 Tel 0256-38-5431
子どもの発育・子育て相談	子どもの発育や発達に関する相談に応じます。 言語聴覚士、臨床心理士等による相談は予約が必要です。 月～金曜日（祝祭日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分	三条市教育委員会 子どもの育ちサポートセンター 〒959-1192 三条市新堀1311番地 三条市役所栄庁舎内 Tel 0256-45-1131

(2) 県関係相談機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
新潟県中央児童相談所 新潟県中央知的障害者更生相談所 新潟県中央身体障害者更生相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4丁目 2番1号	025-381-1111
新潟県三条地域振興局	955-0046	三条市興野1丁目13番45号	0256-36-2232
ハローワーク三条	955-0053	三条市北入蔵1丁目3番10号	0256-38-5431

(3) 教育関係相談機関

項目	名称等	電話番号
「ことば」に気になることがあるとき	裏館小学校ことばの教室	0256-33-0465
	新潟大学医歯学総合病院 歯科 言語治療室	025-223-6161(代表)
「きこえ」に気になることがあるとき	裏館小学校きこえの教室	0256-33-0465
	新潟県立長岡聾学校 子どものきこえ相談室	0258-38-0191
「学習」や「集団への 適応」に気になることがあるとき	嵐南小学校ドリーム教室 (嵐南小学校、西鱈田小学校、月岡小学校)	0256-33-3571
	第一中学校中学通級教室 (第一中学校、第二中学校、第三中学校、 本成寺中学校、大島中学校、栄中学校) 下田中学校巡回指導	0256-33-1093
	一ノ木戸小学校きらら教室 (一ノ木戸小学校)	0256-33-0338
	裏館小学校フレンド教室 (裏館小学校、上林小学校、大島小学校、須 頃小学校)	0256-33-0465
	栄中央小学校にじいろ教室 (栄中央小学校、栄北小学校、大面小学 校)	0256-45-2182
	長沢小学校なかよし教室 (長沢小学校、笹岡小学校、大浦小学校、森 町小学校、飯田小学校)	0256-46-2019
	大崎学園サテライト教室 (大崎学園、井栗小学校、旭小学校、保内小 学校、第四中学校)	0256-38-6340
	新潟県立教育センター教育相談・ 特別支援教育担当	025-263-9030
知的な発達がゆっくりな場合 や学習の遅れが心配な場合	新潟県立教育センター教育相談・ 特別支援教育担当	025-263-9030
発達にかかわる全てのこと について(教育一般)	三条市教育委員会 教育センター	0256-45-1116
	新潟県立月ヶ岡特別支援学校	0256-32-6973

身体障害者障害程度等級表



注 1

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(方国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
機 能 的 障 害	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害	
音 声 機 能 ・ 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したのもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したのもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したのもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したのもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したのもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したのもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したのもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したのもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したのもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したのもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したのもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したのもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上 肢 機 能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移 動 機 能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	



この印刷物は、
植物油インクを
使用しています。